

一時多量ごみ制度の創設について

令和4年10月13日

倉敷市一般廃棄物対策課

本日の内容

- 1 一時多量ごみとは
- 2 一時多量ごみ制度の概要
- 3 収集運搬業の許可
- 4 処理手数料
- 5 今後の予定

1 一時多量ごみとは

■ 一時多量ごみとは

遺品の整理等に伴い、一般家庭から

一時に、かつ、多量に排出される家庭系ごみのこと

■ なぜ、一時多量ごみ制度を創設するのか

高齢化社会の進展とともに、遺品整理や高齢者の施設入居が増加し、一時多量ごみを一括して処分したいというニーズが高まっているため

2 一時多量ごみ制度の概要①

■一時多量ごみの出し方

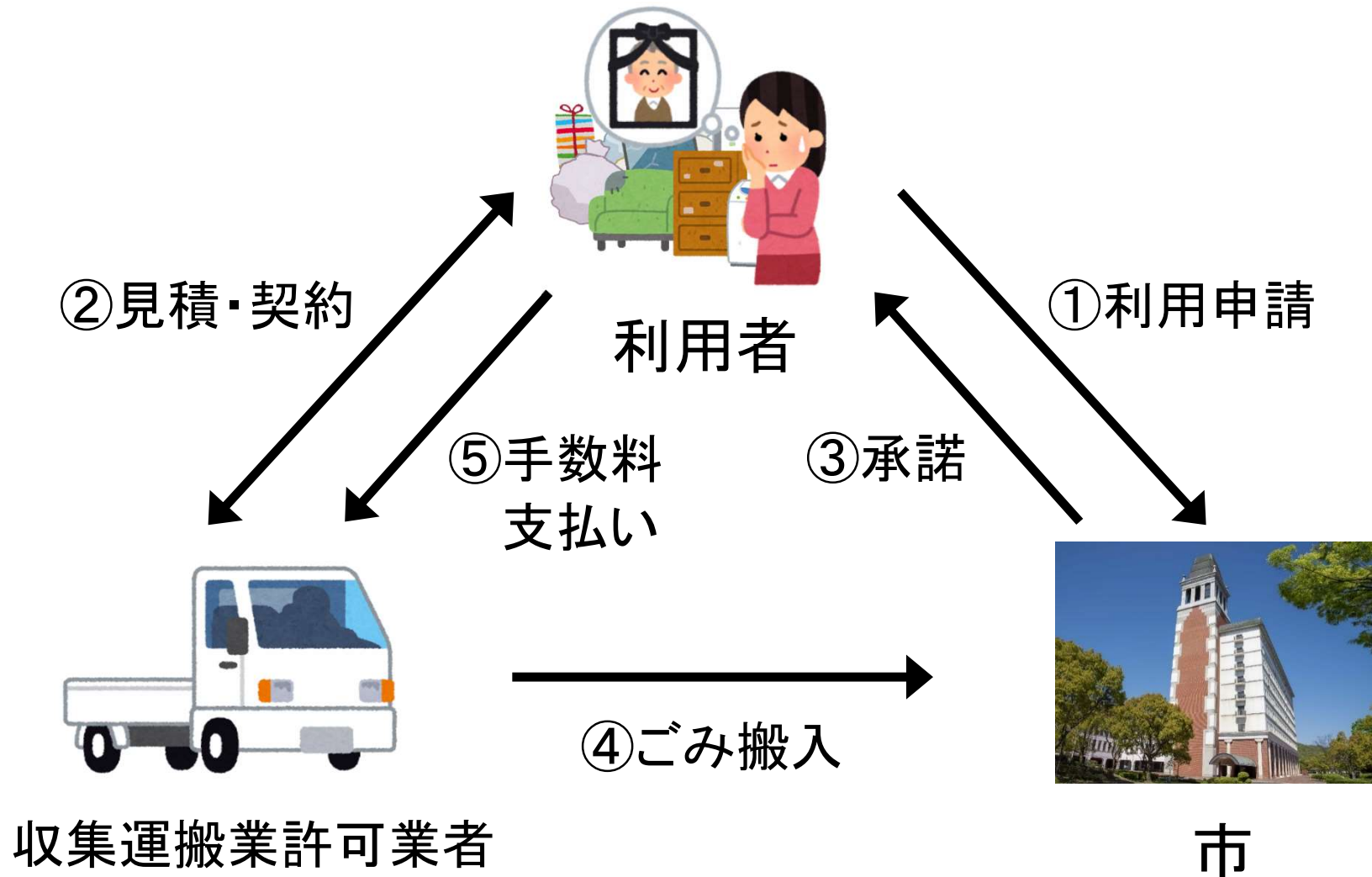
従来

- ① 小分けにしてごみステーションに出す
- ② 環境センターや清掃工場へ自ら搬入する
- ③ 粗大ごみの戸別収集制度を利用する

追加

- ④ 一時多量ごみの収集運搬業の許可を受けた業者(許可業者)に依頼する

2 一時多量ごみ制度の概要②



3 収集運搬業の許可

家庭ごみのうち、一時多量ごみに限定して許可する

業務履行のための条件

- 市民サービス

電話・窓口対応(1名常駐)、HP(手続き方法・料金等)

- 知識及び技能

分別ルール、粗大ごみ処理券の販売店、
行政処分を受けていない

- 適正に業務履行ができる体制

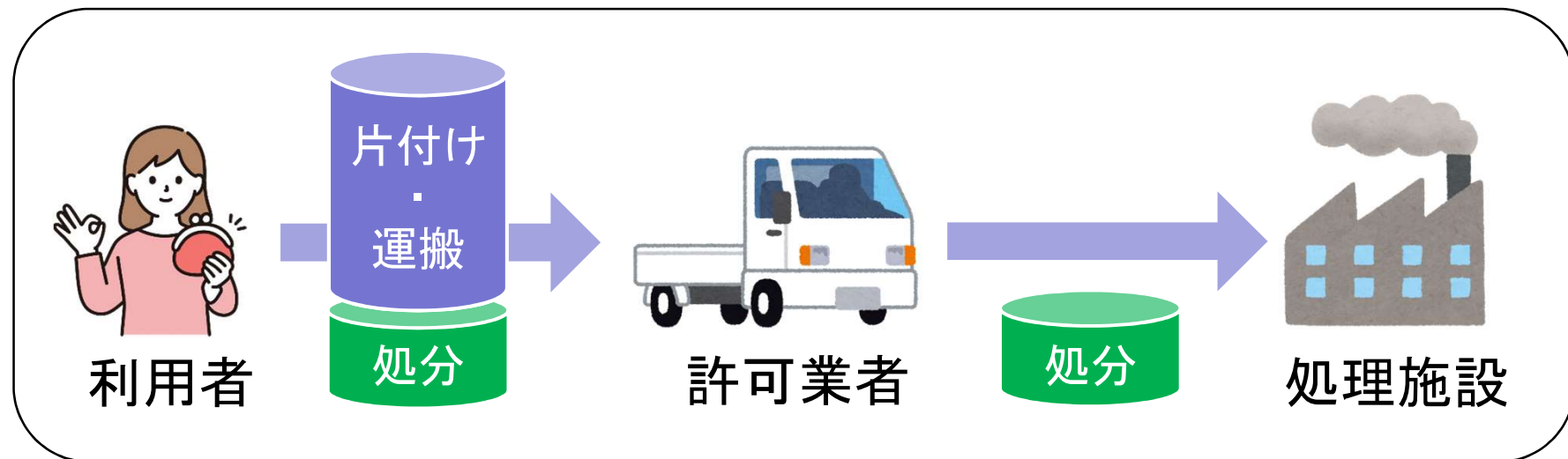
人員配置、業務に適した車両

4 処理手数料

住民が、自ら処理施設へ搬入する場合と同じ

※真備町にお住まいの方も、通常の手数料と同様

- 粗大ごみ : 処理手数料
(特定家電 : 処理手数料+リサイクル料金)
- 燃やせるごみ・埋立ごみ・資源ごみ: 無料



5 今後のスケジュール

- 令和4年 9月 条例改正
- 令和4年11月 許可業者の公募開始
- 令和5年 4月 準備が整い次第、運用開始